

事 務 連 絡  
令和 5 年 7 月 2 4 日

各高齢者施設 施設長 様

茨城県福祉部長寿福祉課  
介護基盤整備担当

**令和 6 年度における高齢者施設等の非常用自家発電設備整備、給水設備整備及び  
水害対策強化事業に係る意向調査について**

日頃より、本県の高齢者福祉の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、災害時に入所者等の安全を確保するため、高齢者施設（定員 30 人以上の大規模施設等）における非常用自家発電設備整備、給水設備の整備（受水槽等）及び水害対策強化事業に係る令和 6 年度の補助事業の実施について、現在検討しているところです。

つきましては、事業実施の検討資料及び令和 6 年度予算編成の参考資料として必要なため、下記により調査を実施いたします。

記

1 回答内容

別添「非常用自家発電設備整備に係る意向調査票」、「給水設備の整備に係る意向調査票」または「水害対策強化事業に係る意向調査票」を作成のうえ、Eメールにて提出願います。

※整備意向のあるものについてのみ作成してください。

2 調査対象

令和 6 年度中に非常用自家発電設備整備、給水設備の整備または水害対策のための改修等を予定している、定員 30 人以上の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、及び介護医療院（※水戸市所在の施設は除く）

※非常用自家発電設備、給水設備整備及び水害対策強化事業の整備意向がない施設は、回答不要です。

3 提出期限

令和 5 年 8 月 1 8 日（金）まで

4 主な留意事項について

○共通

- ・この補助事業実施による契約については、原則として一般競争入札によります。
- ・同じ建物内に、ショートステイ等補助対象外の事業所が併設している場合には、面積按分により補助が実施されます。

○非常用自家発電設備及び給水設備整備

- ・専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。
- ・電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの。
- ・これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。
- ・非常用自家発電について、太陽光など自然エネルギーを活用した設備は対象外。
- ・給水設備については、受水槽・地下水利用のための設備に限ります。

○水害対策強化事業

- ・災害レッドゾーン・イエローゾーンにある施設・事業所であること。
- ・避難時間や安全な避難先の確保に有効な事業であること。

5 その他

今回の調査につきましては、あくまでも事業検討のための意向調査であり、補助事業実施について確約するものではありません。

予算の都合により、本調査で回答いただいた施設のみを令和6年度の補助対象とすることを検討しているのご留意願います。

【問い合わせ・提出先】

茨城県福祉部長寿福祉課

介護基盤整備担当 黒澤

TEL : 029-301-3321

E-mail : chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp